

～円安、原油高による物価高騰の中、販売促進に取り組む事業者を支援します～

飛騨市広告宣伝等支援事業補助金

目的

円安や原油高による物価高騰の中、売上回復や販路拡大を目的とした広告及び宣伝活動等により、積極的に誘客促進を図る事業者を支援し、市内経済の活性化を図ります。また、メニュー表の改定等にも対応します。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者。ただし、大規模店舗は除きます。

- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 商品・サービス等を紹介するパンフレット、リーフレットその他印刷物の作成事業 (2) インターネット、テレビ、ラジオでの広告宣伝事業 (3) 物価高騰に対応したメニュー等の改定事業 (4) その他広告宣伝に資すると市長が認める事業	補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費 (1) 専門家又はデザイナー等の謝金 (2) 印刷費 (3) 委託料 (5) 配送費用 (6) 広告宣伝費 (7) その他、市長が認めるもの	1事業につき、補助対象経費の <u>2分の1</u> （1,000円未満の端数は切り捨て）を補助するものとし、 10万円 を限度とする。ただし、補助金額が1万円に満たない場合は補助しないものとする。	補助対象事業者が申請できる回数は、 <u>1回限りとする。</u> <u>（1事業者につき1回限りです。事業所毎ではありませんのでご注意ください。）</u>

※下記のものは対象となりません。

- ・切手、葉書及び特定封筒の購入費
- ・プリンターのインク、印刷用紙等

申込み方法

- ・事業着手前（事業経費の事前支払も含む）に、補助金交付申請書及び必要な添付書類を提出してください。
- ・申請可能期間は令和4年7月1日（金）～令和4年12月28日（水）です。

ご注意 事業着手後の申請は補助対象と認められませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901